

どうかと、無料にしたらどうかというような、そういう提案をしただけです。ほかの近隣の市町村でやっているということで。大体、これで2,000万円ぐらいかかると思うのですけど、そういうことをやつたらどうかということを私は提案したわけですから、そういう、全然考えてないという、大井町の姿勢というのは分かりました。

じゃあ、最後にもう1点だけ、町長にお伺いいたします。コロナウイルス感染症ということで。

今、全国でも給付金、町独自の給付金ということで、私の思うには町民1人当たり、1人5万円だと7億5,000万円、1人3万円だと5億円、町民一人一人に町独自の給付金をするという、大体、財調が17億円ぐらいありますから、それでできると思うのですね。私はやつたほうがいいと思うのですけど、町長、どうですか。1人当たり、1人5万円か3万円の給付金を町民に渡すという、町長の考えをお伺いします。

町長 許されるならそうしたい。許されるという意味もいろいろありますんでね、皆さんのお金ですから、私が決めるわけじゃないので。これはまた議会と当然、その辺しっかりとね、協議した中で、そういったことを考えています。

議長 以上で、7番議員、鈴木武夫君の一般質問を終わります。

続いて、通告12番、9番議員、田中正彦君。

9番 通告12番、9番議員の田中正彦です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、コロナウイルスの感染拡大の第3波の到来で、重症患者が増加しているなど、暗いニュースばかりが続く現下で、ここ2日間、少しほっとさせられるようなニュースが報じられておりました。ワクチンがイギリスで認可され、アメリカでは来年2月からワクチンの接種が始まると。

それから、もう1つは、以前、香港の医療機関だと思いますが、一度罹患した患者が再度発症したと。今回の新型ウイルスは抗体ができないのではないかというような内容の報道がありました。さりながら、一昨日の報道で、横浜市立大学の研究班の発表では、感染したほとんどが半年経過しても、まだ感染を防ぐ力を持つ中和抗体を保存しておると、保有しているという実験結果の発表がありました。ワクチンの効果に期待ができるのだというような研究結果だと、

専門家の意見もありました。少しほっとしたのを覚えております。

しかしながら、感染拡大は続いておりますので、油断せずに、気を引き締めて、新しい生活様式で、3密を避け、日々を送っていこうと思います。

長くなりましたが、さて本来の一般質問に戻りたいと思います。

私は、この秋、久しぶりに実家の田んぼの手伝いをいたしました。刈り取ったもみの運び出しを手伝ってほしいと、高齢の兄貴の要請がありましたが、手伝いに参りました。久しぶりの農作業でしたが、以前は見られなかった光景がそこに広がっておりました。いわゆる耕作放棄地があちこちに散見された光景がありました。それはむしろ耕作放棄地ではなく、荒廃農地と言っても過言ではない状態がありました。2メートルの高さになんなんとする雑草が生い茂っていました。こんな身近なところで日本の農業の縮図が広がっていようとはと思いました。間違いなく、大井町にも耕作放棄地問題、後継者不足からの波が押し寄せているのだなと実感させられたものです。と同時に、このままの状態が続いてよいのだろうか、強い疑念を抱いたのも正直な思いであります。

金手地区には、高齢化等で耕作できなくなった田んぼを代わりに引き受けて、耕作してくれる方がおられます。しかし、その方も寄る年波にはということで、今年辺りから引き受ける件数や規模を大幅に縮小されたと聞き及んでおります。私の兄のように、農業従事者の高齢化が進み、農家の後継ぎがいなくなれば、結果は火を見るより明らかです。遊休農地となり、耕作放棄地化し、恐らく、やがては荒廃農地化していくでしよう。

そこで、大井町の農業政策、なかんずく農業振興策について、幾つかお尋ねいたします。

大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、「地方創生に向けた4つの基本目標」を掲げております。その中の農業施策において、「農業の担い手育成と6次産業化、商工業との連携への支援」とうたっております。

そこで、以下のことについて、お伺いします。

1つ、今までどのような具体策を講じられてこられたのか。また、その成果と反省点があらば、御回答ください。

2つ目、今後の取組みはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

3つ目、6次産業化推進に当たっては、期待される行政効果と言いますか、

メリット・デメリットが想定されたのだと思いますが、町はどのようにお考えになっているのか、お答えください。

大きな質問2つ目ですが、大井町でも農業従事者の高齢化や後継者不足から、耕作放棄地や遊休農地の増加が課題になっております。この状況が拡大していくれば、本町の農業は危機的状況になると言わざるを得ない。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1つ目、耕作放棄地解消に向けた取組みと課題は何か。

2つ目、農業の担い手として、町主導により、農業生産法人を設立するようなお考えはないか、お伺いします。

以上、登壇の質問とさせていただきます。

町長 田中正彦議員からは、「農業の担い手育成と6次産業化の推進について」と「耕作放棄地対策について」、大きく2項目について、御質問をいただいておりますので、順次回答させていただきます。

まず、1つ目の「農業の担い手育成と6次産業化の推進について」は、3点について、御質問をいただいております。

まず、1点目の「今までどのような具体策を講じてきたのか。また、その成果と反省点は」について、回答させていただきます。

農業の担い手の減少につきましては、農業従事者の高齢化や後継者の不足等により、全国的に大きな問題となっております。

本町におきましても、農林業センサスの結果では、農業従事者数で見ると、2010年の726人に対し、2015年は640人と、86人減少しております。

また、販売農家数では、2010年の247戸に対し、2015年は230戸と、17戸減少している状況にあり、農業の担い手の育成・確保は、本町にとっても大きな課題となっております。

この課題の解決に向け、大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の1つ、「安定した雇用環境を創出する」の基本的な方向として、「農業の担い手育成支援と6次産業化、商工業との連携への支援」を位置づけ、新規の就農者等の農業の担い手確保に向けた取組、人・農地プランの作成による農地の集積と集約化、地元農産物を活用した御当地弁当や大井スイーツセレクション等の販路拡大、さらに地元農産物を使用した新たな商品の開発支援など、6次

産業化や商工業との連携に力を入れてきたところです。

新規就農者等、農業の担い手の確保に向けた具体的な取組としては、神奈川県が推進する中高年ファーマー制度や、かながわ農業サポート制度の利用促進と併せ、農業アカデミーへの修学支援、旧青年就農給付金、現農業次世代人材投資事業制度の活用により、新規就農を目指す方への支援体制を確保してまいりました。

また、JAを初め、地域の営農団体との連携による人材確保にも取り組んできましたところであります。

JA相和支店では、地元生産組合の家族を対象に、農業の家族の方、定年退職してから農業を始めようとする人、農家であるが会社員のため農業のことが何も分からぬ方などを集め、相和農業塾という講習会を定期的に開催しております。この講習会の目的は、今まで農作業に携わることができなかつた農家の家族の方でも、野菜の作り方を楽しみながら、分かりやすく学ぶことができ、農業技術の向上を図ることで、生産意欲を向上させ、後継者の育成につなげる取組となっております。

集落営農団体の1つである山田地区の「田んぼ育成会」では、農業従事者の高齢化に伴い、耕作できなくなった田を借り受け、相和小学校の児童を対象とする田植え体験や稻刈り体験を通じて、将来の担い手になり得る子供たちが地元の田んぼで農作業に親しむことで、少しでも農業に関心を持ち、将来の担い手として育ってほしいとの思いから、取組が進められております。

さらに、昭和女子大学附属小学校など、町外からの児童生徒等を対象に、田植え、稻刈りなどの農業体験も受け入れており、農業体験を通じて、耕作放棄地の解消に向けた取組にもつながっています。

担い手育成の成果としては、この5年間で、新たに5名の方が本町で就農され、新たな担い手の確保につなげることができました。

また、担い手の育成に向けた取組を推進する地域の営農団体への支援も行い、相和農業塾の会員の中では、定年退職後に就農された2名の方がJAの朝ドレファーミなどへ出荷されたり、農家の家族の方が農業に従事するようになるなど、新たな担い手の育成にもつながっています。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足の課題は、こうした取組だ

けでは補えないほど急速に進んでいる状況にあり、現在の施策における成果については、一定の評価はしつつも、さらなる担い手の確保へつなげる新たな取組を、スピード感を持って推進する必要があると、課題点でも整理してきているところであります。

2点目の御質問の「今後の取組みは。」について、回答させていただきます。

近年、地域振興課の窓口へ、田んぼや畠をやってみたいなどの相談が増えてきております。

しかし、農地を借りる条件としては、平成26年9月に、神奈川県の基本方針に基づき、本町が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める新たな農業経営を営む場合における農業労働時間、農業所得に関する数値目標を満たすとともに、農地を適正に管理することができる条件が整わないと農地を借りることができず、就農を希望される方にとっては、ハードルが高いのが現状であります。

このような状況下、県では、中高年ファーマー制度や、かながわ農業サポート制度を推進し、研修後、独立できるような仕組みづくりを行っているため、町としても、中高年ファーマーの研修修了者を農業の担い手として積極的に受け入れていきたいと考えております。

また、今後の取組として、新たな農業の担い手の確保に向け、農業に興味のある方や小規模でも農業に携わってみたい方など、現在のニーズに合った農業の在り方を模索し、誰でも農業に触れることができるよう、現在の農業に携わる上での就農基準を緩和した町独自の新規就農者制度を創設するため、現在、農業委員会の中で検討を進めているところであります。

さらに、町独自の新規就農者制度により、就農された方を対象に、農業の理解や農業の楽しみを知っていただくため、農業委員会や地元農業従事者を講師とした講習会を開催したり、JAと協力しながら栽培指導、販路先の確保などを行っていく仕組みづくりについても、検討を進めているところであります。

3点目の御質問、「6次産業化推進のメリット・デメリットについて、町はどうのように考えているか。」について、回答をさせていただきます。

6次産業化は、農家が生産したものを加工品として商品化するもので、メリットとしては、生産物の消費拡大、所得向上、地域での雇用などがあります。

また、デメリットについては、施設整備資金の確保をはじめ、販路や販売戦略が分からぬなどが挙げられます。

さらに、委託製造をしてくれる業者を探すことや製造費の負担が大きいことが挙げられます。

6次産業化を推進する上で大切なことは、商品として生産、販売するので、消費者が買ってもらえる商品を作り、販売してもらえるところを探さなければならぬことあります。

また、商品のネーミング、賞味期限、味など、製品を作るに当たり、様々な課題があり、高齢化した農業生産者にとっては、6次産業化になかなか踏み切れないのが現状にあると感じております。

本町における6次産業化の取組としては、大井町弁当や大井スイーツセレクションの取組、特産品として、農商工業の連携によるフェイジョアの加工品開発、集落営農団体である、「そうわそばの会」の取組がございます。「そうわそばの会」は、高齢化で耕作できなくなった畠、約1.6ヘクタールを借り受け、そばを栽培、収穫し、そば粉や乾麺を販売しております。この活動を通して、耕作放棄地の解消や農地の有効利用にもつながっていることから、町としても、このような取組やフェイジョアの6次産業化、さらに新たな担い手となった新規就農者において、6次産業化に向けた取組が促進されるよう、引き続き、神奈川県主催の6次産業化研修会への参加を促すとともに、神奈川県農業技術センター足柄支所の協力を得ながら、6次産業化に向けた取組を進めてまいりたいと考えています。

次に、2つ目の耕作放棄地対策については、2点の御質問をいただいております。

1点目の「耕作放棄地解消に向けた取組と課題は。」につきましては、担い手の高齢化や後継者の不足に伴い、耕作放棄地は年々増加しております。農地利用状況調査の結果では、2010年の荒廃農地14.1ヘクタールに対し、2019年には、24.2ヘクタールと、10.1ヘクタール増加しております。

耕作放棄地解消に向けての取組としては、平成25年度より、相和地区「人・農地プラン」、金田・曾我地区「人・農地プラン」を作成してきたところです。人・農地プランは、今後の人と農地の問題を解決するための道筋をつけるプ

ランとなり、地域で話し合いを行い、農地の貸手となる人と農地の借手となる農業者、経営者がどこになるのか。また、中心となる経営体へどのように農地を集約していくかなどを話し合いによって決めてきたものです。

さらに、地域農業の在り方や集落営農、農業法人などによる経営の複合化、6次産業化などをどうするかについても、地域で話し合いをしてきました。

中心となる経営体としては、株式会社として1経営体と各農業者を人・農地プランに位置づけ、今まで、その経営体や各農業者へ農地を集積してきたところですが、さらに昨年度からは、人・農地プランへの実質化へ向けて、農地所有者へアンケート調査を行い、今後、耕作ができずに貸してもよい農地の把握に努めてきております。

このアンケート結果をもとに、農地の集積と集約に向けた具体的で実質的な計画を策定していくことになりますが、コロナ禍により、各地域での話し合いが思うように開催できない状況のため、時期を見た中で、早期に推進してまいりたいと考えております。

さらに、耕作放棄地の解消に向け、農地中間管理機構を活用しながら、広域的に農地の借手を探すよう努めてまいります。

2点目の「町主導による農業生産法人を設立する考えは。」につきましては、現在のところ、その考えはございません。

先の御質問でも答弁をさせていただきました、町独自の新規就農者制度により、新たな担い手となられた方々、また各地域で組成された集落営農団体の中で、生産、販売までがうまく回り、地域のリーダーが育ち、その後、地域内で集落営農を法人化していくことが理想と考えております。

町としては、農業生産法人の設立に向け、そのきっかけとなるような6次産業化の促進や販路拡大につながる施策を推進することが必要であると考えております。その中で、地域の団体が法人化する際には、積極的に協力をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

9 番 町長に答弁いただきました。ちょっと私、面食らっております。ほぼ満点に近い回答をいただいちゃったのかなと。再質問の必要ないくらいの内容でありました。

ただ、いろんな仕掛けをしている。そういうふうに聞こえるのですけど、その成果が実につながっているのかということを1つ、確認したいと思います。

営農団体とか、いろんな講習もやっているということで、その成果のほどはいかがなのでしょうか。

地域振興課長 就労営農団体と地域で活動をされている団体がございます。そこは、町のほうともですね、積極的に連携した中で、事業を推進していただいてございますが、そういった中の地域集落営農団体が法人化されるというようなところまでは至ってございません。

ただ、こういった地域で活動されている団体の皆様がいらっしゃいますので、何とか荒廃農地が増えて、結果的には増えているのですけども、抑えられているエリアもございます。

またですね、次世代の、次代の担い手の育成ということで、今、大井町の体験観光協会が取り組んでおります農業体験ですね、こういったところと連携もいただいて、地域の活性化の一役を担っていただいているというふうに感じております。

また、町長の答弁にもございましたように、そういった地域の集落営農団体の皆様も当然、高齢化が進んでおります。その団体としても、担い手の確保が、やはり必要な状況でございますので、こういったことは、今まで取り組んできたことをさらに深化させるためにも、新たな取組をしっかりとやっていく必要がこれからあるというふうに感じているところでございます。

9 番 再質問の中身は、ちょっと順不同になってしまふかもしれませんけれど、御容赦ください。

なぜこの質問に私は着目したかと言いますと、金手から、新宿、西大井、紫水大橋の周辺は、美しい田園風景で、大井町としての売り物だと。観光名物化にしているというお話を何回も聞いております。

さりながら、その中に耕作放棄地や荒廃農地がすごく目立つようになってきた。こういう状態で、売り物になるのかなというふうな思いを抱いて、これは耐えられない。町は、大井町の農業をどのように考えておられるのかなという思いが、強い疑念が湧きました。プランの中では、まず産業の中を見ますと、まず最初に農業の政策が挙がってきます。先ほど、町長の答弁の中に、あ

れもやり、これもやり、いろいろ挙げられておりました。一遍に私が覚え切れないほど、いろんなことをやっておられるのだなと。ところが、何をしているのか、我々には全く見えてきていない。恐らく町民にとってもだと思います。どのようなことを農業政策として、実効性のある、効果の高い政策を講じられているのか、いろいろ調べてみました。

1つは、皆さんのがやっておられます評価、行政評価、これは令和元年度の評価であります。平成30年度事業に対する、実施したのが元年度、このデータと、それから統計要覧でありますね、これも町が発行しています。そういうところで、大井町の農業に対するデータがどれだけ公表されているのかなと。例えば、1次産業、2次産業、3次産業、農業は1次産業に組分け、仕分けされます。全産業がビジネス規模として、どれぐらいで、そのうち1次産業、大井町は漁業がございませんので、ほぼ1次産業と称せば農業とイコールだらうと思うのですけれど、農業の構成比がどれぐらいなのだろうかと。大井町の農業としてのポジショニングを知る意味で、ちょっとその辺お分かりでしたら教えてください。

地域振興課長 第1次産業、農業の構成比ということで、御回答させていただきます。

ちょっと手元の資料になってしまいますが、平成27年度、こちらは国勢調査の件だと思いますけども、その数字は、第1次産業が就業人口としては356名、割合としては4.4%となってございます。

一方、第2次産業、こっちは製造業等になりますが、就業人口2,257、構成、割合としては27.8%、第3次産業が5,496、構成比は67.8%となってございます。ちょっと過去のを遡って、お伝えさせていただければと思いますが、合併、大井町合併したのは、昭和31年ということになりますが、その後の昭和35年の、この産業構造でございます。第1次産業が47.1%、第2次産業が25%、そして第3次産業が27.9%ということでございます。

9 番 今おっしゃられたのは、就業者数ですよね、ビジネスのマーケットサイズはどのぐらいなのでしょう。これはお分かりですか。

例えば、日本のGDPは、約450兆円ぐらいですかね、これは日本全体であります。大井町が、じゃあどのぐらいになるのかと、私は認識はありません。たまたま商業統計で調べてみたら、日本のマーケットの実績がおよそ458

兆円規模だというふうに出ておりました。そういうのを大井町で把握しておつて、そのうちの農業はどれくらいなのかというのは、お分かりでしょうか。

地域振興課長 大変失礼いたしました。今、経済、ビックデータということで、リーサスのほうの掲載の内容ですが、大変申し訳ございません、手元にちょっと資料がないのですが、大体、大井町で農業者の取得としては7億円程度ということで認識してございます。

9 番 7億円は、全産業の構成比として、どのくらいなのでしょうか。

地域振興課長 大変申し訳ございません。そこまでちょっと把握し切れてございません。申し訳ございません。

9 番 農業がどれだけ大切なことなのか、ポジショニングを知る意味合いで、大井町で起こっている全産業の中の構成比、これは農業がほんのちょっとの規模しかないならば、辛うじて構わないと思いますが、そうでなくて、基幹産業のレベルになっているというならば、やっぱり耕作放棄地をそのままにしつくとか、そういうことについては、これは行政の怠慢になってしまふんじゃないかなと。そういう思いがあります。

ですから、そういう意味合いで今、質問をさせていただきましたが、次にちょっと何度も大変恐縮です、6次産業化について、お尋ねします。

同様のあれですけれど、6次産業化のマーケットサイズは、約10兆円と言われています。大井町の実績は、そのうちどのくらいなのかなと。確認をさせてもらいました。今回の第6次の戦略を作る前の評価として、KPIの数字が出ております。その中でフェイジョアを使用した商品開発数、販売額、御当地弁当販売額、スイーツセレクション売上高等々があって、実額が出ております。この程度なのかなという実感を持ちましたが、いかがでしょうか。

地域振興課長 フェイジョアにつきましては、5年来、商品開発ということで、商工業と連携の中で、6次産業化というところで推進をしているところでございます。苗木も毎年増やしてございまして、まだそれが収穫量まで至っていないわけでございますが、徐々に金額は、現在では少ないですけども、この辺は拡大していきたいと考えております。

ただ、年間を通じてですね、町の商業事業者の方にも御協力いただいてございまして、そちらで新たな商品を開発していただいたり、また売れないもの

については、ローリングをかけていただいたりしているところでございます。

年間でですね、売上金額については、大分差異がございますけども、こういったものが安定的に供給できるような仕組みは、町としても、今後しっかりと考えていかないといけないかなと思っているところでございます。

9 番 今回、6次産業化のメリット・デメリットについて、質問をさせていただきましたが、この認識において、町の認識と私の認識とにギャップがあるのかなという思いを抱きまして、質問させていただきました。おおむねイコールなのかなと。実は昨年の夏の企画のグループで研修へ行ったときに、榛東村の内容、視察させてもらったときに、随分と進んでいるなという印象を持って帰ってまいりました。この6次産業化の遅々として進まないという大きな阻害要因というのは、どういうことなのでしょうか。

地域振興課長 現在、大井町の6次産業化につきましては、先ほども申しましたが、商工業者との連携というところが柱になってございます。当然、商工業のほうにですね、連携した上で、商品開発をして、製造してもらう上では、開発に伴う委託料等がかかってまいります。こういったものを、現時点では、町の総合戦略の中でも位置づけた中で、交付金を頂きながらその開発費については、町のほうで負担をさせていただいてございますが、じゃあこれが地域の農業従事者の皆様がどう負担できるのか。

または、個別にですね、生産するための工場設備を整備したときに、当然、高額の費用がかかってまいります。こういったものについては、国の補助金等も活用できるわけなのですが、どうしても生産者の負担も生じるということで、また併せてですね、生産者の方々の高齢化というのも、やはり一歩踏み切れない要因かなというふうに感じているところでございます。

9 番 そういうことなのかなというのは、感じております。

でも、大きなマーケットサイズでありますから、これからも引き続き、強化の方向で進んでいただけたらなというふうに思います。

次に、遊休農地の件でお尋ねをします。

農業委員会が毎年、利用意向調査をされていると思います。その結果、町ではその内容について、把握されておられるのでしょうか。

地域振興課長 議員おっしゃられますとおり、毎年ですね、農業委員会、また農地利用最適

化推進委員と一体的に農地の荒廃状況の調査をしていただいてございます。

実施期間は、7月から8月ということで、大変暑い期間となってございます。

町のほうとしても、その結果は報告をいただいて、それを国のほうに報告をさせていただいているところでございます。

町長の答弁にもございましたが、ここ直近の5年間でのベースで申し上げますと、2010年、これ平成22年になりますけども、14.1ヘクタールあった荒廃農地が、2019年度、令和元年度でございますが、昨年度の状況で24.2ヘクタールということで、僅か10年間で71%増加しているというような状況でございます。

9 番 私も知らなかつたのですけど、この荒廃農地あるいは耕作放棄地のことを調べていきますと、きちんとこれ分類をされているのですよね。

例えば、1号遊休農地、それから2号遊休農地、それから荒廃農地ということで、3つ目の荒廃農地は、むしろもう農地に適さない代物と。ところが、1号遊休農地は、何とか再生が可能な農地だと。2号は、ほったらかしの状態ではあるけれど、何とかすれば可能性は残されているというレベル。

こういうふうに分類があるのだそうです。大井町は、この分類ができるおられますか。

地域振興課長 調査結果の中で、そういった分類も把握させていただいているところでございます。町のほうで把握させてもらっているのは、1分類、2分類ではなく、A分類、B分類というような形なのですが、再生利用が可能な荒廃農地、そして再生利用が不可能と判断される農地ということで、分けて把握しているところでございます。先ほどの数値は、それを両方足し合わせた数値ということでございます。

9 番 この分類によってね、大井町のこの農業の病状って言いますかね、病み具合が、程度が知れると思います。それで質問をさせてもらいました。早く手をつけなければ回復、リカバリーできないレベルなのか、いや、まだ病気になったばかりだよというふうな認識なのか、どちらでしょう。

地域振興課長 荒廃農地の状況は、待ったなしの状況だというふうに担当としても考えてございます。

9 番 先ほど、町の主導でこういった引き受けてくれる農業生産団体みたいなことを起こすつもりはないという答弁でございましたけれど、それに代わるような

方策、施策っていうのは、あるのでしょうか。もう待ったなしの状態だという答弁なので、お尋ねします。

地域振興課長 町としてはですね、まず法人の設立については、できれば地域でリーダーも育って、そこが法人化していく中で、町の積極的な連携をさせていただきたいというふうに考えているところでございますが、そもそもやはり担い手をどう確保していくのかというのがやはり大きな課題であるというふうに認識してございます。

当然、担い手、後継者不足という結果が、荒廃農地の拡大につながっているということでございますので、できましたら町長の答弁にもありましたように、現在の農地を取得できる基準がございますが、それを緩和した中で、広く町民の方、または町外の方にも、大井町の農地で農業に携わってもらう。そういうふうに仕組みをつくりたいというふうに考えてございます。

今まで相和地域活性化の中でも、体験観光ということで、力を入れてまいりました。その中で、大分、交流人口の増加が成果として出てきてございます。その成果を次は関係人口と何とかつなげていきたい。そういう考えで、あとまたこのコロナ禍の状況の中、新しいライフスタイル、新生活様式であるとか、またステイケーション、ワーケーションっていうような可能性も出てきてございます。こういった方が自分の仕事を持しながら、副業として農業に携わる。または趣味として農業に携わる。こういったニーズも少なからず出てきているかと考えてございます。こういったニーズを少しでも大井町につなげていくために、新しい農業のですね、就農の基準を作つて、ぜひとも町の中の次の農業の担い手の育成につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

9 番 下打合せの話の中で、そういう話を実はさせてもらっております。

このコロナ禍で、脱都会ということで、都内に住んでいる方が、例えば神奈川県の三浦市に引っ越して、好きな釣りに興じられるとか、山梨のほうに行かれたとかというニュースがやっておりました。そういう動向があるのは、今チャンスなのかなというふうに思いますので、そういう意味で、仕組みをつくりながら、就農のほうの策に当てていただけたらなというふうに思います。

私個人、ちょっと今回の質問に対して、テーマがでか過ぎたなということで、

いろいろ調べているうちに、余りにも範囲が広過ぎて、ちょっとまとまりのない質問になってしまいました。ちょっと時間余りますけど、私の質問、これで終わります。

議長 以上で、9番議員、田中正彦君の一般質問を終わります。

ここで、休憩いたします。

再開は、11時5分です。

(10時43分 休憩)

(11時05分 再開)

議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第2、議案第67号「専決処分の承認について（大井町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案者、町長から提案理由の説明を願います。

町長 議案第67号「専決処分の承認について（大井町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」について、御説明申し上げます。

本町の職員給与につきましては、令和2年10月7日付の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に基づき、12月期の賞与における期末手当を引き下げる勧告がありました。12月期の期末勤勉手当の基準日が12月1日であることから、令和2年11月30日に専決処分させていただきましたので御報告し、承認を求めるものです。

細部につきましては総務課長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 総務課長に説明を求める。

総務課長 (説明)

議長 説明が終わり、質疑に入ります。

1 0 番 この専決に当たって何点かちょっと確認をさせていただきたいと思います。

先立って11月20日の全協においても、同僚議員のほうで問題提起をさせていたいたところでもあります。

今の御説明の中で、確認ですけれども私どものほうの大井町の給与の改定については、人事院勧告に基づいて実施をされているということだと思います。それで、その勧告日というのは、期末手当については10月7日に決定をされて